

402



早川書房の告訴で明るみに出た
徳間や早川の強引商法の実態

小林正夫

徳間告訴に踏み切った早川書房の決意

早川書房が四月十五日、東京地裁へ徳間書店が発売した徳間文庫『太陽風交点』（堀兎著）をめぐり、「著者の二重契約は許せない」として、徳間書店と業者に対し損害賠償、出版差し止めの訴えを行なったことは新聞でも報道されたのでご記憶であろう。

これでこの問題は著者と出版社による口頭契約が著作権法という出版設定にあたるかどうかを争点とした法廷論争へ発展する見通しとなった。

まず、今手元にある業界紙「情報春秋」（5/7）と早川書房が東京地裁に提出した「訴状」のコピーを引用しながら、告訴問題に発展するまでの早川書房と徳間書店の動きを追っかけてみることにした。

早川版単行本『太陽風交点』が徳間文庫『太陽風交点』になるまでの経緯は次の通りである。

53年10月 早川、著者の堀兎と『太陽風交点』の出版契約

54年10月15日 早川、単行本を刊行

55年12月21日 早川、著者に口頭で文庫化

申し入れ

56年1月14日 日本S.F.大賞に決まる

56年1月20日頃 徳間、著者に文庫化の打診、仮契約

56年1月22日 早川、徳間・著者の仮契約を知る

56年1月26日 早川、徳間に抗議文送付

56年2月4日 徳間、早川へ出向きロイヤリティ(定価×発行部数×パーセント)を提示

56年2月16日 徳間、再度早川と交渉

56年2月17日 早川、著者へ文庫出版(2月中に刊行)を連絡

56年2月19日 著者、早川へ出版差し止めの内容証明を送付、早川はこれを拒否(内容証明は合計三回出される)

56年2月19日 徳間、著者と文庫出版を正式契約

56年2月26日 小松左京、早川に電話

56年3月5日 徳間文庫版、発売

56年3月12日 徳間、文化庁に出版権設定の登録申請

56年3月12日 小松左京、早川、徳間の三者会谈

56年3月20日 出版権設定が受理

56年4月15日 早川、徳間と著者堀尾を告

ここで、少し説明を加えておくと、早川版単行本『太陽風交点』は解説が小松左京、日本S.F.大賞というのは、日本S.F.作家クラブと徳間書店の協定によって創設されたもので、日本S.F.大賞審査委員会の代表が小松左京である。

また、小松左京が早川に電話した内容というのは「早川に対し二月二十六日、徳間及び堀尾を支援すべく、早川があくまで今回の出版を行なうなら、小松が早川で出版している本を絶版にする等のいわば『圧力』である(『訴訟』より)。

早川書房に不満を持つ小松がS.F.仲間の堀と組んで徳間文庫に加入しているという、日本S.F.業界のナニワ商法の業態裏を「訴訟」から読みとることができる。

業界紙「新文化」(S/7)によると、早川書房の言い分は、昭和五十四年に単行本を刊行した時点で既に口頭ではあるが出版契約は成立していると判断。

単行本発売で、①著作権法第八〇条第一項

によって、著作物を原形のまま文庫または図

画として複製、頒布する専有権を有する。②

この権利は著作権法第八〇条によって、同単

行本の出版された昭和五十四年十月から五十

七年九月までの三年間継続されるものである

と主張。(三年というのは出版界でタテ前と

されている単行本の一次出版権の存在期間)

この経過を踏まえ、同書の文庫化に当って

は五十五年十二月に口頭で、出版契約を行な

っているが、単行本発売と同時に、同書につ

いては著作権法でいう「直接的、排他的支配」

が働き、出版権が設定されているとして、徳

間書店が著者と行なった文庫本化の出版契約

は二重契約で違法だとしている。

一方、徳間書店では早川の「訴訟」に対し

て「答弁書」の作成を急いでいるが、主張の

骨子となるのは、①文庫本化にあたっては二

月十九日に著者と文書による出版契約を交

し、これは文化庁にも登録済み。②出版権を

理由に著者の著作権をも拘束するのは問題。

③早川とは文庫本出版に際しロイヤリティ

(出版権使用料)の提示を行なったが早川側

が拒絶した、などの反論がポイントとなると

思われる。

講談社が医科学大事典全50巻を来年二月から刊行／編集主幹は武見太郎

ますますウラミを買つ角川商法の横行

一九七六年、講談社学術文庫が創刊された。その際、講談社が弱小出版の刊行物の出版権を無視して学術文庫収録を目論んだところ、当事者の弱小出版社側から反撃され、学術文庫収録予定リストから幾冊か外さざるを得なかったケースの事情は、弱小出版新泉社社長小汀良久著「出版戦争」（東京経済）に詳しい。

あれから五年、現在の大手出版社の文庫戦略の草刈り場が、弱小出版社から早川書房という中堅出版社をも巻きこんでエスカレートしていく様を見るにつけ、文庫戦争の末期的ともいえる熾烈さを感じる。

今も昔も大川出版社が他社出版の単行本を狙って文庫化する際に生ずるトラブルの双方の責い分は、早川書房（弱小出版社側）の「訴状」と徳間書店（大川出版社側）の「答弁書」の内容につきるといってもいい。

しかし、次に登場する角川文庫の場合、弱小出版の一次出版（単行本）を二次出版（文庫化）する強引な方法は、先述の徳間文庫のやり方の比（？）どころではない。ケースもあ

る。

普通、他社の単行本を文庫化する場合、①出版権の委譲（単行本出版社の同意）、②著作権遵守（著者の同意、印税支払い）、③ロイヤリティ（出版権使用料）、の三点が交渉の必要条件とされている。

角川文庫では、この必要条件をも無視して他社の単行本や雑誌記事を文庫に収録しているケースは二、三の友人に電話して聞いてみただけで三件ほどできた。

(1) 流動出版刊戸川猪佐武著「小説吉田学校」（全七巻）の角川文庫化のケース。

これは、三つの必要条件の内、①③を形式的に提示しながら、流動側が検附中に第一巻／第四巻までを「見切り発車」刊行、第五巻／第七巻までを「無断」刊行、ロイヤリティは現在まで支払われていない。

(2) けいせい出版刊能見正比古著「新血液型人間学」の角川文庫化のケース。

この場合は三条件の内①③を形式的に提示しながら、けいせい出版側が検附中に「見切り発車」刊行。ロイヤリティは支払われず。

(3) 「時の真相」二月号（一九八一）の、うわさの真相・闇で取りあげられた「角川書店びつくり文庫事件」下請けの、無断引用が免

責、大手資本の下請編集の疑問」のケース。

これは三条件、完全無視で文庫「キャンパス情報上・下」を「完全無断」刊行、印税不払い。

角川側の「見切り発車」刊行により社のベストセラーを奪われ、単行本の売れ行きがバクッと止まり被害甚大な流動出版のケースをまず取りあげてみよう。

流動出版代表取締役小山敦彦氏は静かな口調で次のように述べている。

「『小説吉田学校』の第一巻目は雑誌『流動』に連載してもらったものであり、いわば戸川先生と私共の合作のようなものでした。

その後、第二巻目から書き下してもらって、昨年五月に第七巻目を完結刊行して載いたのですが、私共のような弱小出版社にとっては思い出深い本であるとともに経営的にも重要な位置を占めていました。

ところが、角川書店から第一巻から第四巻までの文庫化の依頼と戸川先生からも、僕のライフ・ワークを是非角川文庫に収録したい、という要望が出て参りました。

しかし、相手が戸川先生ですし、私共も簡単にコトを処理したいと思っておりました。が、私の方にも今述べた事情があり、ハイそ

うですかと角川の旨い分をのむ訳にはいきません。

角川の担当の佐藤さんとは三回ほど協議いたしました。物別れのうちに、突然、角川文庫が出てしまったのです。

その後、話題にものぼっていない第五巻目
が刊行された時に、帝國ホテルで佐藤さんと
お目にかかりました折、私の方は「第一巻か
ら第四巻までは見切り発車で、第五巻以降は
無断刊行ではないのですか」と抗議しました
ところ、佐藤さんは「そりだ」と甘っていま
したから呆れて物が言えません。

私共が「否」というのに、強引に文庫化
され、自分の子供を盗られたような気持ちで
す。もちろん、流動版の売れ行きはガタ落ち

です。

私は、角川のヤリ口を認めた訳ではありま
せん。むしろ、現在反響の材料を揃えている
ところですよ。」

これに対して、角川書店の編集出版局の
佐藤吉之輔氏に取材の電話を入れて角川側の
旨い分を聞いてみた。

「流動出版の場合、文書による出版契約は
為されておりません。だから私共が文庫化し
ても法的な規制力はない訳です。第一巻目は
刊行されて十年にもなりませんから、三年留保
の文庫化自由規定にも違反していません。

しかし、無断では償還にもとりますので、
ごあいさつ程度で済むからと思つて流動版と
交渉いたしました。交渉はまとまりませんで

した。角川の誠意が通じそうになかったので
交渉を打ち切り、文庫化をすすめたのです。」

ビジネスマンの口調を思わせる滑らかな喋
り方の佐藤氏は私に対して、十年近く費して
刊行し、昨年完結に持ち込んだ七冊もの大部
の流動出版刊の「小説吉田学校」を、契約書
という一片の紙切れで内容の是非はともかく
十年の歳月を葬り去ったことをイトも簡単に
言つてのける。

また角川書店の佐藤吉之輔氏は「情報春
秋」(5/7)紙上で前述した早川の訴訟問題
にも触れている。

「著作権法に言う三年間というのは必ずし
も排他的独占権を持つということではないの
では……。ただ、実態面で、実績もあり、版

カントリー・ライフのすすめ

藤門弘 宇土巻子 共著

いるかブック・1200円
イラスト・写真八〇葉



丸太小屋を建て、家具をつくり、糸を紡ぐ。畑をたがやし、大地の糧をつむ。
飛騨の高山、自然のなかに築かれた、著者たちのハンド・メイドの新鮮で感動的
なカントリー・ライフに、いま新しいカルチャーが根づきはじめている。手ごた
えのある、手づくり生活こそ、人間らしい、自由で創造的なライフ・スタイルだ。

七月から発売される広告付はがきのスポンサーは東芝と本田で五円安く

小林泰彦 1100円
徒歩旅行から始まる

川口邦雄 1400円
これぞおなじみの自然写真

中村喜三雄 950円
全国のお天気

肥田基孝司 1200円
伝承手づくり玩具

現代評論社

東京都中央区京橋3-7-4 電話東京9-1419

元と著者との関係が親密且つ円滑にいつている場合、實際上他社が食い込むことは不可能でしょうがね。」

ナルホド、そうすると角川商法というのは「版元と著者との関係が親密且つ円滑にいつていない弱小中堅、出版社に、実際上角川が食い込むことは可能である」と定義できる。これではまるで「ハイエナか火事場ドロボウ」だといつてはいいすぎだろうか。

徳間、角川商法を支える物書き達

講談社・角川書店・徳間書店が弱小中堅、出版にとつて悪役と映れば、金と名替(？)の欲しい物書き連中にとつて大資本からの文庫収録の依頼は、糟糠の妻を放り出してまでも、その中出に添いたい、美形の女郎に見えたことであろう。

戸川猪佐武氏の場合は「ライフ・ワーク」を角川文庫から刊行した名替(？)の上に、百万部近くが印刷され、仮に印税率一〇%として四千万円以上がフトロコに入った助定になる。

(2)のけいせい出版のケースは、流動出版と全く同様、角川にベストセラーを乗取られて

しまった。

角川商法に乗った能見正比古が「角川文庫入り」を果たし、「印税ガッポ」の外に、糟糠の妻、けいせい出版の尽力で獲得した「文芸家協会会員」を加えると金と二つの榮替(？)を得ている。

取材に応じてくれた、けいせい出版編集部佐藤彰氏は「能見さんはウチから木を出した後で、ウチの社長の鈴木重雄が古くからの文士であることを知り、私も物書きの端くれ、是非、社長のゴスイセンで文芸家協会に入れてくれ」とシキリに頼むので、鈴木も重い腰をあげ、野口富士男氏や田辺茂一氏のスイセンを取りつけ、念願の文芸家協会入りを助けた経緯があつたぐらいです。角川商法に乗つてウチに背を向ける筋合いは無いはずなんですがねえ」と腹立たしげに語ってくれた。

(3)のケースは二月号の「噂の真相」の通りである。

繰り返しになるが、角川書店の、びっくり文庫の『キャンパス情報上・下』というのには、各大学でキャンパスマガジンを編集しているミニコミ発行者のコメントが無断掲載されているだけでなく、「平凡パンチ」に連

載された「キャンパスフォーラム」の記事がフクリ文庫に無断引用されている。更に、旺文社や学研の受験雑誌も被害者であるといふ。

「平凡パンチ」で連載した岩田薫氏によれば、角川の担当者に抗議したところ、角川側は下請けの編集プロダクション・クログロ企画のせいにして、クログロ企画はバイトの中大生のセイにし、中大生は遁走、と金で責任を互いに転嫁した上、再度抗議した岩田氏に担当者は「ウチに抗議するとはおカド塗いだ」と怒り出す始末であつたという。出版権はオロカ、著作権をも踏みにじる盗人猛々しい角川商法ここに窮まれり。

多くの出典から引用や剽窃をすると、元雑誌や単行本の筆者や出版社の了解を得ることも出典を明記することも印税やロイヤリティを支払う必要もないという新しい文庫づくりが、「角川文庫」の新路線と見て差しつかえないだろう。

このように流動出版よりはけいせい出版のケースが、それよりも、びっくり文庫の方が、角川商法のトラブルメーカーぶりは日を追うごとに粗雑で、荒っぽくなってきている。

かつて野坂昭如は角川に対して、「角川商法は、もの書きの人格を無視した、もの書きの使い捨てだ」(朝日、七九年1/10)と酷評したが、それから二年半、「使い捨て」志望の物書きが角川、徳間商法を支えてきたともいえる。

それはとりもなおさず、弱小出版よりは派手な宣伝で文庫本を売ってくれる出版社に対して、迎合する物書きが多いせいでもあるが、そのことによつてますます増長していく大手出版社の傲慢さとオゴリも見逃すことはできないだろう。それと大手出版では編集者に課せられる文庫本の点数のノルマがかなり高いということもあるようだ。

最近の徳間、角川書店に代表される事件はそこに発端があるといつてもいい。

宣伝力・販売力は弱くとも、すぐれた編集者たちに支えられた弱小出版は多い。そうした出版社でモノ書きと編集者の共同作業で本が世に出ていく。ベストセラー本はともかく、一般には定価も高く広範の読者が手にするのは難しい。そこで安価で手軽に買える文庫本の機能に着目される。いい本をより広範の読者に浸透させる合意が交わされる、これ

こそが出版界の共存共栄のための基本線である。

法的に契約していない、その問題を抜き打ち契約するやり方は法の盲点をくぐって暗躍する悪徳政前たちと同じ貧困なる精神の持ち主といわざるをえない。

物販作成に自備を持った出版社が、金にもものを言わせて、著者や弱小出版社を食いものにしていくサマは、少なくとも出版文化を支える人間にはあって欲しくない。発想である。

角川や徳間に代表される道義をわきまえぬ強引商法に対して日頃うっ屈していた弱小出版社の憤りが早川告訴事件によつて勇気づけられるとすれば、早川の勇氣ある行動は支援されなければならぬだろう。

△了△

タカ派文化人の牙城・ラジオ関東が出力アップノ巨人戦も全関東で受信

◎マイナー系全国月刊誌ベスト⑩

東京新宿 (紀伊國屋書店調査)			大阪梅田 (紀伊國屋書店調査)		
①	宝島	193	①	ミュージックマガジン	270
②	ミュージックマガジン	142	②	キネマ旬報	223
③	噂の真相	122	③	宝島	205
④	キネマ旬報	116	④	噂の真相	200
⑤	S F マガジン	70	⑤	S F マガジン	165
⑥	ピククリハウス	61	⑥	ピククリハウス	157
⑦	話の特集	51	⑦	いんなあととりっぶ	108
⑧	創	47	⑧	話の特集	99
⑨	いんなあととりっぶ	47	⑨	現代の眼	98
⑩	現代の眼	42	⑩	泥動	89

名誌の部数比較のため、隔月刊、季刊、持ち込み雑誌はのぞいてあります。(5月号発表分)